唐沢穣 班

責任概念の分類と内実―瀧川裕英の分析に基づいて―

奥田太郎 (南山大学人文学部/社会倫理研究所)

キーワード:責任、規範、負担の転嫁可能性

唐沢班は、その研究目的の一つとして、「責任」の概念を中心に、これと関連する諸概念について、法の専門家がもつ知識と一般人の「素朴法理解」との乖離や共通性を明らかにすることを目指している。それを目指して、関連する心理過程の解明を行うにせよ、法的概念の教育方法を考察するにせよ、まずは、私たちが「責任」ということでどのような概念をどのような文脈で用いているのかを整理・把握しておく必要がある。

法哲学者 H. L. A. ハートが取り上げた船の遭難についての記述例 (Hart 1968) を挙げるまでもなく、私たちが日常的に、あるいは特殊な文脈の中で用いる「責任」という言葉には、さまざまな種類の意味が含まれている。たとえば、個人責任、集団責任、行為責任、結果責任、道徳的責任、法的責任、政治的責任、果ては、形而上的責任まで枚挙に暇がない。

そうした多様な意味を有する「責任」について、まとまった形で集中的に論じられた書物は多数存在しており、「責任」を深く理解するうえでそれらは確かに有益である。(たとえば、成田 2004: 大庭 2005; 小坂井 2008; 常松 2009; French 1998等)しかしながら、日常的に用いられる「責任」概念を網羅的かつ明晰に分類するという本稿の目的に適った作業を周到に遂行したものは、その困難さゆえに、それほど多くはない。そこで本稿では、そうした作業を比較的端正に遂行していると思われる瀧川裕英の仕事(瀧川 2003)の一部を紹介することで、「責任」概念の整理の手がかりを示しておきたい。以下、特に断りがない場合は、瀧川による分析を要約し適宜パラフレーズしていく。

瀧川によれば、「責任」概念を整理し明晰に理解するためには、「どのような種類の責任であるか」という分類に関わる問いと、「責任とは何であるの

か」という責任概念の内実に関わる問いとにそれ ぞれ応える必要がある。分類に関わる前者の問い において重要となるのは、責任をめぐる状況と構 造である。他方、概念の内実に関わる後者の問い は、運や集合性に関わってくる。順に見ておこう。

責任概念の分類

責任が問われる状況には、以下の2種類がある。 すなわち、「過去に関する責任状況」と「未来に関 する責任状況」である。

過去に関する状況とは、ある行為の結果、何らかの問題が生じた状況である。そこでは、事態は加害/被害の関係の中で把握され、被害の特定、被害と加害者との関連性、それに伴う加害者への問責等が要請される。それゆえ、この状況においては、何らかの規範に対する違反が存在しているのでなければならない。たとえば、危険運転によって歩行者が障害を負うような場合がこれに該当する。

他方、未来に関する状況とは、何らかの果たされるべき課題が生じている状況である。そこでは、特定の規範への違反が存在しなくても責任が問題化され、さらに、なされるべき責務を明確化するよう要請される。この責務の明確化に際して、何らかの規範が参照される。たとえば、親が子を養育する場合や、環境について未来世代に配慮する場合がこれに該当する。

これらの状況それぞれに対応する、以下のような責任の構造が考えられる。

過去状況型責任構造: ある存在者 [答責者] が、 ある原因 [責任原因] で、ある規範 [責任規範] に 違反した場合に、その事態[責任対象]について、 別の存在者 [問責者] に対して、責任を負う [責 任負担]。

未来状況型責任構造: ある存在者 [答責者] が、 ある原因 [責任原因] で、ある規範 [責任規範] に 基づいて、ある事態 [責任対象] について、別の 存在者 [問責者] に対して、責任を負う [責任負担]。

瀧川の分析によれば、これらの構造に含まれる 共通の要素(責任規範、責任原因、答責者、問責 者、責任対象、責任負担)の違いに応じて、以下 のように責任概念を分類することができる。

- (1) 責任が問われる際に参照される規範の種類に応じた分類: 法規範→法的責任。道徳規範→ 道徳的責任。政治規範→政治的責任。学問規範→ 学問的責任。
- (2) 責任の帰属根拠となる事態としての責任 原因の種類に応じた分類(ただし、何が責任原因 となるかは、責任規範の規定による): 行為→行為 責任。結果の発生→結果責任。自己の裁量→自己 責任。
- (3) 責任を問われ、それに答える存在者(答 責者)の種類に応じた分類:個人→個人責任。集 団→集団責任。(この分類を用いることで、個人責 任と自己責任が別の概念であることを明確に示す ことができる。)
- (4) 責任を問う存在者(問責者)の種類に応じた分類:特定の個人→通常の責任。特定の個人 に還元できない社会→社会的責任。
- (5) 責任が問題となる事態(責任対象)の種類に応じた分類:人に関わる事態→対人責任。物に関わる事態→対物責任。
- (6) 担われる責務(責任負担)の種類に応じた分類: 損害賠償→民事責任。刑罰→刑事責任。 (ただし、これは(1)に回収されうる。)

こうした瀧川の分析に基づいて、さらに掘り下げて考察すべき点は、(1)の規範と責任の関わりであろう。たとえば、政治規範に違反する場合、そこで問われる責任は政治的責任である、ということはよいとしても、政治規範に違反した場合に責任が要請されることそれ自体は道徳規範に基づ

いているかもしれない。たとえば、説明の一つとして、ある事態に対して政治家が政治的責任をとる、という道徳的責任が政治家には課されている、というものが考えられるであろう。いずれにせよ、責任概念それ自体が規範的な文脈に属するものである以上、種類の異なる規範相互の位置関係を明確にし、責任概念それ自体の依拠する規範を明らかにしなければ、(1)の分類は不明瞭なものとなると思われる。このように、責任概念の分類の試みは、責任概念の内実の明確化を要請する。

責任概念の内実

瀧川は、責任概念の中心的な内実として、関与 としての責任 (関与責任)、負担としての責任 (負 担責任)、責務としての責任 (責務責任) の3つを 提出している。

(1) 責任概念の内実としての「関与」とは、 過去の出来事に対する何らかの作用・生成・連関 である。出来事の原因を特定の存在者に帰属させ ることで、私たちは関与責任を認定する。その基 本形式は、「ある人はある過去の出来事に対して責 任がある」であり、そこには次の2つの層が含ま れている。

その層の一つは、あることがある出来事の生成 原因であることを意味する「生成責任」であり、 それは、出来事の生成責任、および、(ある出来事 が行為と認定された場合の) 行為の生成責任とに 分けることができる。行為の生成責任は、行為者 のところで責任追求が止まるという特徴をもつ。

もう一つの層は、ある行為者がさしあたりの非 難対象者であることを意味する「有責責任」であ る。これは、行為者に固着するが、現実の非難行 動とは区別されるものである。(有責責任のない無 実の者を非難したり、有責責任のある者を教育的 配慮から非難しなかったりすることを想起せよ。) また、行為の生成責任は、有責責任の前提として 要請される。

瀧川は、行為の生成責任と有責責任の関わりについて、次のような興味深い指摘をしている。「ある出来事が行為として認定される際に重要なのは身体動作ではなく、その意味連関である。通常、意味連関は規範によって提供される。…ある出来事が行為として認定されること、すなわち行為生

成責任の認定は、有責責任の帰属の可能的対象であることを前提としている…。」(瀧川 2003、34 頁)

- (2) 責任概念の内実としての「負担」とは、 過去に関して責任が問われる状況において、規範 違反の結果として発生する負担や不利益である。 具体的には、法的な刑罰、損害賠償、道徳的非難、 社会的非難、辞任、解任等である。この負担責任 は、規範違反の結果として発生するが、実際には、 規範違反者のみならず、直接は規範に違反してい ない者も負いうるものであり、その意味で、規範 違反者に固着せず転嫁可能性をもつ。
- (3) 責任概念の内実としての「責務」とは、 人がある立場、地位、役割を占めることで発生する何らかの責務である。たとえば、「親は子どもの 養育に責任がある」、「政治家は国政に責任がある」、 「責任感が強い」、「無責任に行動する」、「責任あ る人物」と言われるときに私たちが念頭に置くも のがこれに相当する。この責務責任を特定の存在 者に対して認める際に私たちは、その存在者に対 して一定の能力・権限、それに基づく裁量を認定 している。

有責責任と負担責任の問題

瀧川は、こうした分析の後、考察すべき重要な 争点として、有責責任と負担責任の関わりについ て述べている。たとえば、年少者が不法行為を行 った場合は、有責責任があるのに負担責任を負わ ないとされている。また、戦後世代が戦争責任を 負う場合は、有責責任がないのに負担責任を負う とされている。概念上、有責責任は行為者に固着 し転嫁不可能であるのに対して、負担責任は行為 者に固着せず転嫁可能である。しかし、負担責任 は、実践上、常に転嫁可能であるわけではなく、 転嫁されることが正当な場合と不当な場合とがあ りうる。というのも、負担には、道徳的非難や社 会的非難が含まれており、これらは、有責責任と 密接な関わりがあるからである。

たとえば、国家の戦争責任を戦後世代の国民が 負う場合には、戦後世代は自分たちが生まれる前 の戦争犯罪に対して有責責任がない。しかし、戦 後世代もまたその国家に属する以上、何らかの負 担責任を負う。この問題は、従来、道徳的運の問 題 (Statman 1993) や集合的責任の問題 (May & Hoffman 1991) として論じられてきたものであるが、瀧川はこれを、直接責任 (有責責任のある者が負担することによって初めて意味をもつ負担責任) と間接責任 (答責者と問責者の直接対面を離れても意味をもつ負担責任) という枠組みで捉えようとする。間接責任に属する被害救済の補償については責任の転嫁が可能だが、直接責任に属する非難や謝罪は、概念上転嫁可能であるにもかかわらず、実践上不当だとされることになる。

瀧川は、この直接責任と間接責任の区別を支える「意味」を解明するために必要な作業は、責任概念の分析ではなく、責任実践の解釈である、と述べ、自身は哲学的アプローチでそれを試みている。この瀧川の指摘を換骨奪胎し、今後の唐沢班の研究は、社会心理学的アプローチで「責任実践の解釈」を試みる方向に進むこともありうるであろう。

文献

- 大庭健(2005)『「責任」ってなに?』講談社現代 新書。
- 小坂井敏晶(2008)『責任という虚構』東京大学 出版会。
- 瀧川裕英(2003)『責任の意味と制度:負担から 応答へ』勁草書房。
- 常松淳 (2009) 『責任と社会:不法行為責任の意味をめぐる争い』 勁草書房。
- 成田和信(2004)『責任と自由』勁草書房。
- French, Peter A. (1998). *Individual and Collective Responsibility*. Schenkman Books.
- Hart, H. L. A. (1968). *Punishment and Responsibility*. Oxford University Press.
- May, Larry, & Hoffman, Stacey (1991).

 Collective Responsibility: Five Decades of
 Debate in Theoretical and Applied Ethics.

 Rowman & Littlefield.
- Statman, Daniel (1993). *Moral Luck*. State University of New York Press.